

しみんかいぎだより

令和元年 9月 №17

暑い夏も過ぎ、過ごしやすい季節になりましたが、皆さまはお変わりございませんか。いつも市民会議の活動にご協力いただきありがとうございます。私たちの市民会議も、早いもので16年目を迎えることが出来ました。今年1月には北海道より社会貢献賞をいただき、活動に対する一定の評価かと身が引き締まる思いであります。

今年は元号も令和へ変わり、新しい時代の幕開けです。女性の社会進出に熱い期待が寄せられ、女性の時代が来つつあるのではないのでしょうか。私たちの市民会議も社会の風を感じながら進めて参りたいと思います。

いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議 代表 東海林 公子

「男女共同参画市民フォーラム」を開催！

テーマ：絆ではなくむ共生社会

日時：令和元年6月29日（土）13：30～ 会場：北海道グリーンランドホテルサンプラザ

講演：男女共同参画社会を目指して 講師：白井 文 さん（前尼崎市長）

2期8年間務められた尼崎市長時代に発生したJR脱線事故のすさまじい体験談と、その経験の中で市長の立場から学んだ様々な“気づき”について話されました。最後にすべての組織にはレジリエンス*が重要で、それを鍛えるための4つの視点として ①自分の頭で考える ②多様な価値観 ③責めるより褒める ④コミュニケーション能力について話されました。

白いスーツ姿ではつらつと登壇した白井さんの快活な話し方に、会場の参加者はたちまち引き込まれました。

※レジリエンス：困難を乗り越える力、回復力、復元力



フォーラム参加者の感想

- 具体的な事故例から導き出したレジリエンスを高めるという内容は分かりやすくとても良かった。
- 率直なお話しぶりにおおいに感銘を受けました。リーダーシップは、コミュニケーション能力も必要等々大変参考になることがありました。
- 何事でも起きたとき“素の自分”が出る。それなら“素”をどう育むか…考えさせられました。
- いろいろ経験している勇氣ある女性に大変感動した1時間30分でした。

◇第四回男女共同参画川柳コンテスト結果◇

フォーラムの開会に先立ち、第四回男女共同参画川柳コンテストの表彰式が行われました。みなさん、ご応募ありがとうございました。（応募総数 33名 94点）

【大賞】	平等の 生き方しっかと 子に繋ぐ	小林 英子 さん
【入選】	分担で 育児も家事も 自然体	大野 美奈子 さん
	男女参画 一たすーが 三になり	高松 時子 さん
	子育てに 男女平等 母の意志	褒田 静子 さん
	夢がある そこに男女の 壁はなし	平山 紗也華 さん
	まだ若木 かけ声だけでは 根ははれず	宮部 留美子 さん



ハラスメントについて考えてみませんか？

◆ハラスメントとは？

ハラスメントとは、嫌がらせ、いじめ、悩ますこと、という意味です。〇〇ハラスメントと使う場合、「相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること」を指します。

ハラスメントは、「意図している・していない」が関係しており、不快にさせるつもりはなくても相手が不快思ってしまったら「ハラスメント」となります。

自分の何気ない言動が相手にとっての「ハラスメント」になっていないか、一度自分の普段の行動を見つめ直してみよう。

【代表的なハラスメント】

- ・セクシュアルハラスメント（セクハラ）・・・性的な言動または固定的な性別役割発言での嫌がらせ
- ・マタニティハラスメント（マタハラ）・・・妊婦、出産経験者、子育て中の女性に対する嫌がらせ
- ・パワーハラスメント（パワハラ）・・・職務上の地位を背景にして精神的、身体的な苦痛を与えること

◆職場におけるセクハラの種類

職場におけるセクハラには「対価型」と「環境型」があります

対価型

職場の地位や役職を利用して、解雇、降格、減給などの不利益を与える

- ・上司の食事の誘いに応じなかったので、仕事上でも無視された
- ・派遣社員がセクハラ抗議をしたら、雇用契約を更新されなかった

環境型

性的な言動や行為のせいで、就業環境が悪化する

- ・事務所で上司が度々、部下の胸、腰などを触ったため、苦痛に感じ就業意欲が低下した
- ・同僚が取引先で、労働者の性的な情報を流したためその労働者は苦痛に感じて仕事が手につかなかった

◆こんなハラスメントもあります

ジェンダーハラスメント（ジェンハラ）

「男らしさ」「女らしさ」を強要するなど差別的な言動を浴びせたり、相手を非難したりすること



パタニティハラスメント（パタハラ）

パタニティとは、Paternity（父性）の意味。男性社員の育児休業制度等の利用に関して、上司・同僚からの嫌がらせ



モラルハラスメント（モラハラ）

肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的な嫌がらせ



ハラスメントの種類には、他にも「カラオケハラスメント（カラハラ）」「アルコールハラスメント（アルハラ）」「マリッジハラスメント（マリハラ）」など30種類以上あります。

広がる#MeToo運動

性暴力やセクハラ被害を告発する運動のことで、「#」はツイッターやインスタグラムなどのSNS上の検索機能のこと。セクハラ被害告発記事をこの「#MeToo」と共に投稿することで広がって行きました。これまでセクハラ被害者の多くは「大ごとにしたくない」「知られたくない」などの理由から誰にも相談できずに孤立していました。そんな被害者たちに、「一人ではないよ」と勇気を与え、声をあげるきっかけを作ったことは、「#MeToo運動」の大きな成果の一つだと言えます。

ハラスメント規制法が成立！パワハラ防止、2020年から義務化

職場のハラスメント対策の強化を柱とした女性活躍・ハラスメント規制法でパワハラやセクハラ、マタハラに関し、行ってはならないと明記。

<ポイント>

- ・パワハラ防止の取り組みを企業に初めて義務付け
- ・セクハラ、マタハラ、パワハラ被害を相談した労働者への解雇など不利益な取り扱いを禁止
- ・自社の労働者が社外でセクハラをした場合、被害者側の企業による事実確認などへの協力を努力義務とする

ハラスメントは重大な
人権侵害です！
ハラスメントの無い社会に
変えていきましょう。



「男女共同参画」を実現するための法律がいろいろあります

男女共同参画社会基本法

あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮できるような新しい社会をつかっていくための5本の柱（基本理念）を打ち立て、国や地方自治体、国民それぞれが果たさなくてはならない役割を定めています。

基本法五つの柱（基本理念）

①男女の人権の尊重

男女の差別をなくし、ひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保されること

②社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が簡単な活動ができるよう社会の制度や在り方を考えていくこと。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が物事を決める場に参加するだけでなく、決定に至るまで参画する機会が確保されること。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は共に家族としての役割を果たしながら仕事や学習、地域活動を行うことができるようにすること。

⑤国際的協調

他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいくこと。



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称：DV防止法）

配偶者からの暴力に対する通報・相談・保護・自立支援などの体制を国または市区町村で整備することにより、暴力の防止・被害者の保護を図るための法律です。

①対象は誰？

「配偶者」です。DV防止法でいう配偶者は、事実婚を含みます。内縁関係や同棲、さらに離婚後あるいは交際をやめたあとも継続して暴力を受けているなら、この相手も配偶者とみなします。

②どんな暴力が対象なの？

殴る蹴るの暴力だけでなく、精神的にダメージを与える行為や、性的暴力も含まれます。

【DV防止法に定められている保護命令】

保護命令とはDV被害を防止するため、裁判官が加害者に発する命令のことです。

- 1 被害者への接近禁止命令
- 2 被害者への電話等の禁止命令
- 3 子に対する接近の禁止命令
- 4 被害者の親族等への接近禁止命令
- 5 退去命令



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）

自らの意思で働いている、または働きたいと思う女性が、自分の個性と能力を十分に発揮し活躍できる環境づくりを進めるための法律です。

企業などが女性の活躍推進に向け積極的に取り組むよう促す。働く女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方・働き方を実現でき、生産性が高く持続可能な社会の実現に向けて、積極的な取り組みが進められています。



政治分野における男女共同参画における推進に関する法律

国際的に遅れている女性の政治参画を後押しすることを目的とし、男女の候補者数を出来る限り、均等とするもので、政治分野において女性が参画、活躍できるよう取り組みを進める内容となっています。

今後、女性が政権決定の場へ参画するためには、仕事と生活が両立できる環境整備が必要となります。

このためには、家族の協力が重要であり、家事・育児・介護等について、家族がお互いに協力し合いながら担っていきけるよう、固定的な性別役割分担意識の解消が必要となります。



今年度の活動を報告します

男女共同参画週間街頭啓発

9月にもコープさっぽろ岩見沢東・南両店舗前で街頭啓発を実施する予定です。

◆日時：令和元年6月24日（月）

◆場所：ジェイアール生鮮市場岩見沢店 店舗前、であえーる岩見沢 3条通り側、4条通り側

この街頭啓発は、男女共同参画について市民の皆さんへ理解と関心を高めてもらうため、毎年「男女共同参画週間（6/23～6/29）」に合わせて行っています。当日は、市民会議実行委員が、男女共同参画いわみざわ、岩見沢市、空知総合振興局と共同で、買い物に訪れた300人の方々に啓発グッズを配布し、男女共同参画について理解を呼びかけました。



【ジェイアール生鮮市場岩見沢店】



【であえーる岩見沢】

今後の予定をお知らせします

ステップアップ講座

◆時間：18：30～20：00 ◆場所：いわなび

9/24（火）森の出版社ミチクル代表 来嶋路子さん
小さな集落『美流渡』だからできる、新しい出版活動

10/1（火）NPO法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク理事長 田中 敦さん
ひきこもり8050問題～生きる力を育む支援

10/8（火）ヨガインストラクター 小森こずえさん
呼吸と繋がる、私と繋がる～ヨガの呼吸による心身の気づき

10/15（火）北海道教育大学岩見沢校教授 山本理人さん
スポーツと豊かな生活

10/29（火）空とぶペンギン校代表 小林真樹子さん
人生の扉を開ける～今の自分を活かして次のステップへ



詳しくはチラシ
をご覧ください



女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。今年もパネル展を実施して、女性に対する暴力根絶に向けた取り組みを行います。

【昨年のパネル展示】



研修会

12月に、市民会議会員向けの研修会を行い、会員の皆さんと交流を深めたいと思います。

ア・ライク

毎年、3月発行の男女共同参画マガジン「ア・ライク」には男女共同参画の情報や市民会議の活動について掲載しますので、お楽しみに。

■あとかぎ

令和初年度のフォーラムを成功裏に終えました。皆様のご参加に心から感謝申し上げます。

講師の白井さんが、福知山線脱線事故の時、遺族の方から思いもかけず慰めの言葉をかけられ、人の優しさ・強さを感じられたとの事。昨今世間では、特集にも取り上げましたが、人の醜さ・弱さが表れる色々なハラスメントが横行しています。一人一人が不快な思いをせず、人の優しさ・強さを信じ、人として認め合う社会になることを願っています。

■事務局

☆岩見沢市役所 総務部 市民連携室内

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
TEL：0126-23-4111（内線422）
FAX：0126-23-9977
E-mail：danjo@i-hamanasu.jp

こちらまでお気軽に
お問い合わせください。

